

1 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（政令第25条第2号）	1 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（政令第25条第2号）
【条例】（略）	【条例】（略）
<p>(1) 開発区域内の道路計画（法第33条第1項第2号、政令第25条第1号） （略）</p> <p>(2) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（政令第25条第2号、省令第20条） （略）</p> <p>(2)の2 政令第25条第2号に規定する道路（解釈基準） （略）</p> <p>(2)の3 政令第25条第2号に規定する道路の適用除外（解釈基準） （略）</p> <p>(3) 開発区域内に新たに道路を配置する計画における予定建築物又は特定工作物の敷地に接する主要な道路の幅員（条例第26条第1項） （略）</p> <p>(3)の2 予定建築物の用途が一戸建ての住宅以外の計画において条例第26条第1項に規定する主要な道路（解釈基準） （略）</p> <p>(3)の3 条例第26条第1項に規定する主要な道路の適用除外（解釈基準） （略）</p> <p>(4) 接続道路と新たに配置する主要な道路の機能（政令第25条第1号） （略）</p> <p>(5) 開発区域内に道路がないものにおける予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（条例第26条第2項） （略）</p> <p>(6) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路のうち小区間で通行上支障がない道路の幅員（条例第26条第3項） （略）</p> <p>(6)の2 条例第26条第3項に規定する小区間で通行上支障がない道路の延長（解釈基準） （略）</p> <p>(7) 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の開発行為において既存道路を拡幅する場合の幅員の最低限度（法第33条第1項第2号） （略）</p> <p>(8) <u>既存の道路内に電柱が設置されている場合における道路の幅員の緩和（政令第25条第2号、条例第26条第2項、同条第3項）</u> <u>予定建築物等の敷地に接する拡幅整備を行わない既存の道路（以下この号において「既存の道路」という。）内に電柱（支線も含む。以下同じ。）が設置されている場合（既存の道路中心線より予定建築物等の敷地側に設置されている電柱を除く。）であっても、当該道路が車両の通行上支障がない道路であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、政令第25条第2号、条例第26条第2項及び同条第3項に規定する道路の幅員に適合</u></p>	<p>(1) 開発区域内の道路計画（法第33条第1項第2号、政令第25条第1号） （略）</p> <p>(2) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（政令第25条第2号、省令第20条） （略）</p> <p>(2)の2 政令第25条第2号に規定する道路（解釈基準） （略）</p> <p>(2)の3 政令第25条第2号に規定する道路の適用除外（解釈基準） （略）</p> <p>(3) 開発区域内に新たに道路を配置する計画における予定建築物又は特定工作物の敷地に接する主要な道路の幅員（条例第26条第1項） （略）</p> <p>(3)の2 予定建築物の用途が一戸建ての住宅以外の計画において条例第26条第1項に規定する主要な道路（解釈基準） （略）</p> <p>(3)の3 条例第26条第1項に規定する主要な道路の適用除外（解釈基準） （略）</p> <p>(4) 接続道路と新たに配置する主要な道路の機能（政令第25条第1号） （略）</p> <p>(5) 開発区域内に道路がないものにおける予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員（条例第26条第2項） （略）</p> <p>(6) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路のうち小区間で通行上支障がない道路の幅員（条例第26条第3項） （略）</p> <p>(6)の2 条例第26条第3項に規定する小区間で通行上支障がない道路の延長（解釈基準） （略）</p> <p>(7) 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の開発行為において既存道路を拡幅する場合の幅員の最低限度（法第33条第1項第2号） （略）</p>

しているものとみなす。

ア 既存の道路の幅員が6メートル以上の場合

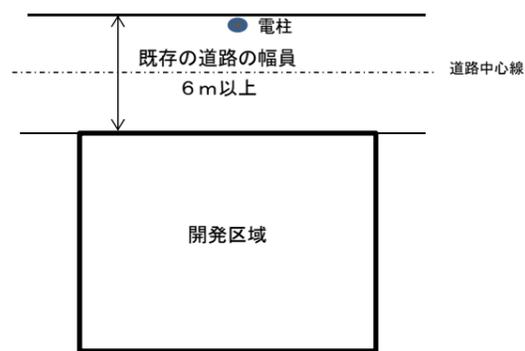
イ 既存の道路の幅員が4.5メートル以上6メートル未満であり、かつ、予定建築物等の敷地境界線から設置されている電柱までの道路の幅員（以下この号において「有効幅員」という。）が4メートル以上確保されている場合。ただし、有効幅員が4メートル未満の場合であっても、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、この限りでない。

(ア) 有効幅員を、拡幅により4メートルとするとき

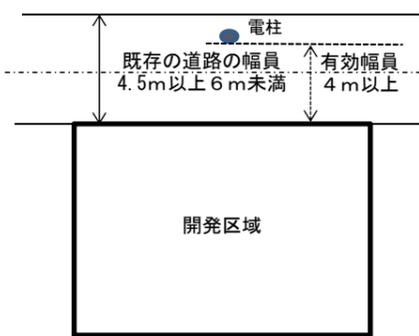
(イ) 拡幅により、有効幅員が4メートル未満のまま、拡幅する部分と既存の道路の幅員の和が6メートルとなるとき。

なお、このとき、次項第1号注)2の規定は適用しない。

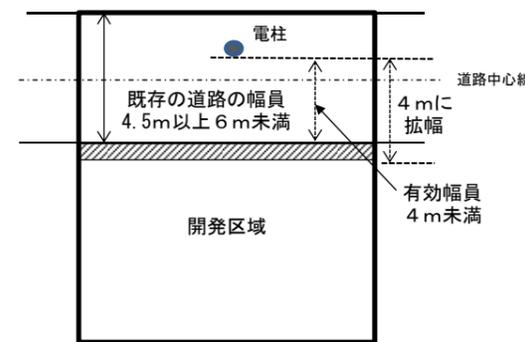
(アの参考図)



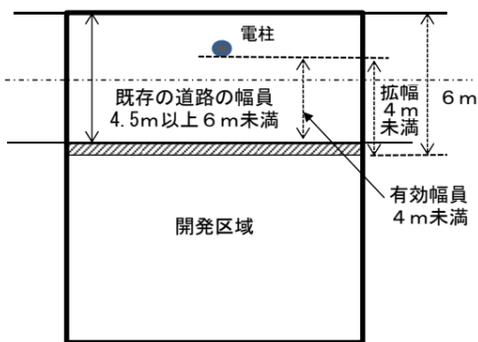
(イ本文の参考図)



(イ(ア)の参考図)



(イ(イ)の参考図)



【解説】

- 1 アの基準及びイ(イ)の基準は、政令第25条第2号本文に規定する道路の最低限度の幅員が確保されていることから緩和しています。
- 2 イ本文の基準及びイ(ア)の基準は、政令第25条第2号本文かつこ書に規定する道路の最低限度の幅員が確保されていることから緩和しています。
- 3 既存の道路内に電柱以外の道路標識、街路灯、防犯灯等の柱が設置されていても支障がありません。
- 4 既存の道路中心線から予定建築物等の敷地側に設置されている電柱類の措置（電柱類とは、電柱よりも径が太いものをいいます。）

(1) 既存の道路が道路法による道路の場合は、当該既存の道路の管理者との法第32条の同意・協議において公共施設管理者

の基準により、原則として、移設することになります。

(2) 既存の道路が道路法による道路以外の場合は、政令第20条第2号、条例第26条第2項及び同条第3項の規定に基づき、上記公共施設管理者の基準を準用し、移設することになります。

(9) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員の最低限度を超える道路の幅員（法第33条第1項第2号）

(2)、(3)、(6)又は(7)の規定による道路の幅員の最低限度を超える道路を配置する場合には、0.5メートルを一の単位として最低限度の道路の幅員に加算をした値で配置すること。

(10) 新たに配置する道路の線形（法第33条第1項第2号、政令25条第1号）
(略)

附則

(施行期日)

1 第1節第1項第8号の基準は、平成27年4月1日から適用する。

(8) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員の最低限度を超える道路の幅員（法第33条第1項第2号）

(2)、(3)、(6)又は(7)の規定による道路の幅員の最低限度を超える道路を配置する場合には、0.5メートルを一の単位として最低限度の道路の幅員に加算をした値で配置すること。

(9) 新たに配置する道路の線形（法第33条第1項第2号、政令25条第1号）
(略)